

より良い
生活のために

12月3日～9日 障がい者週間

問い合わせ先／市役所福祉課障がい福祉係 TEL.76-8142、FAX.52-3749

福祉施策・サービス

障がいのあるかたが、より充実した生活を送るための福祉施策・サービスを紹介します。なお、各種制度を利用するには、県の機関が判定を行う手帳の交付が必要です(一部の制度は難病などによる障がいのあるかたも対象)。手帳の申請方法、必要書類などはお問い合わせください。

手帳の種類

- ▼身体障害者手帳
(身体に障がいのあるかた)
- ▼療育手帳(知的障がいのあるかた)
- ▼精神障害者保健福祉手帳
(精神に障がいのあるかた)

手当・見舞金

名称	対象者など	支給額
特別障害者手当など	特別障害者手当 20歳以上で著しい重度の障がいがあり、日常生活で常時特別の介護を必要とするかた(長期入院者を除く)	月額26,810円
	障害児福祉手当 20歳未満で著しい重度の障がいがあり、日常生活で常時介護を必要とするかた(障がいを事由とした年金の受給者を除く)	月額14,580円
▼施設入所者を除く▼所得制限・併給制限あり▼支給月は2・5・8・11月▼障がいの程度、重複などの状況により1,050～6,900円を加算		
在宅重度障害者手当	在宅で1・2級の重度身体障がい者、重度知的障がい者(IQ35以下)、身体障害者手帳3級を持つ中度知的障がい者(IQ50以下)▼施設入所者・長期入院者を除く▼平成20年4月1日以降に手帳を65歳以上で新規に取得されたかたを除く▼所得制限・併給制限あり▼支給月は4・8・12月	月額6,750円 ※重度の身体・知的障がいを併せ持つ場合は月額15,500円
重度心身障害児介護手当	18歳未満の1・2級の重度身体障がい児または重度知的障がい児(IQ35以下)の介護者▼施設入所者を除く▼所得税非課税世帯▼併給制限あり▼支給月は3・6・9・12月	月額10,000円
歳末見舞金	1～4級の身体障がい者、A・B判定の知的障がい者、1～3級の精神障がい者、じん肺患者、被爆者などで市民税非課税のかた▼併給制限あり▼支給月は12月	年額10,000円 または15,000円

医療費の助成・補装具の交付

名称	内容	対象者
自立支援医療(更生医療)給付	身体機能の回復を図るために必要な医療費の給付	身体障がい者(事前に手続きが必要。所得に応じた自己負担あり)
自立支援医療(育成医療)給付	生活能力を得るために必要な医療費の給付	18歳未満の身体障がい児(事前に手続きが必要。所得に応じた自己負担あり)
自立支援医療(精神通院医療)給付	精神的な病気の治療のためにかかった通院医療費を給付	精神障がい者(事前に手続きが必要。所得に応じた自己負担あり)
精神障害者医療費の助成	精神的な病気の治療のためにかかった医療費を助成 ▼通院医療費／上記自立支援医療(精神通院医療)の自己負担額 ▼入院医療費／医療保険における自己負担額の2分の1(精神障害者保健福祉手帳1・2級のかたは障害者医療費で医療保険における自己負担額の全額)	▼通院医療費／自立支援医療(精神通院医療)給付を受けているかた ▼入院医療費／精神保健福祉法第5条に規定する病気で入院したかた
障害者医療費の助成	医療保険における自己負担額を助成	1～3級の身体障がい者(腎臓機能障がいは4級、進行性筋萎縮症は4～6級も対象)、IQ50以下のかた、自閉症状群と診断されているかた、精神障害者保健福祉手帳1・2級で自立支援医療(精神通院医療)給付を受けているかた(自立支援医療を受けていない場合は入院のみ)
後期高齢者福祉医療費の助成	医療保険などにおける自己負担額の全額もしくは一部を助成	上記精神障害者医療費と障害者医療費の助成対象者
補装具費(購入・修理)の支給	身体機能の障がいを補い、日常生活を容易にするための器具(義手、義足、装具、補聴器、車いすなど)の購入・修理に必要な費用を支給	身体障がい者、難病などのかた▼障がいの内容により用具などの制限あり▼自己負担あり▼介護保険が優先

住宅の整備・在宅生活の支援など

名称	内容	対象者
住宅改修費の給付	自宅の段差解消などの改修を行う際の居宅生活動作補助用具の購入費や改修工事費を給付(上限20万円)	1～3級の身体障がい者(下肢または体幹機能障がい)、難病などのかた(介護保険が優先)
日常生活用具の給付	自力での日常生活を送ることができるよう生活用具(特殊寝台、入浴補助用具、歩行支援用具、盲人用時計、点字器、拡大読書器、火災警報器、電気式たん吸引器、ストマ装具など)を給付	重度の障がい者、難病などのかた ▼障がいの内容により用具などの制限あり▼自己負担あり▼介護保険が優先
訪問入浴サービス	家庭で入浴することが困難な重度身体障がい者に移動入浴車を派遣	下肢・体幹機能に障がいのある重度身体障がい者
紙おむつの給付	月30枚給付	療育手帳の交付を受けたA・B判定の知的障がい者で必要なかた

社会生活、交通などの支援

名称	内容	対象者
自動車改造費の助成	就労などに伴い自動車のハンドルやアクセルなどの改造が必要な場合、経費の一部を助成(上限10万円。なお、5年未満の再申請の場合は別途上限制限あり)	運転免許証の「免許の条件等」に改造車のみ限定する条件を付された身体障がい者(所得制限あり)
自動車運転免許取得費の助成	就労などに伴い自動車教習所で普通自動車免許を取得する場合、経費の一部を助成(上限10万円)	身体障害者手帳の交付を受けているかた(免許取得後、6カ月以内に申請)
移送サービスの助成	▼特殊車両(リフト付き車両)を利用する際の利用料を助成▼1回当たり4,000円以内▼年12回分▼障がい者・高齢者タクシー利用助成との併用不可	要介護4・5のかた、身体障害者手帳の交付を受け、障がいの程度が肢体不自由(上肢機能障がいを除く)の1・2級のかた
タクシー料金の助成	▼初乗りの基本料金(500円以内)を助成▼年間36回分▼チケットが必要▼利用できるタクシー会社の制限あり▼移送サービス・高齢者タクシー利用助成との併用不可	1・2級の身体障がい者、下肢・体幹機能障がい3級の身体障がい者、A・B判定の知的障がい者、1級の精神障がい者(自動車税などの減免を受けている場合を除く)
有料道路通行料の割引	▼障がい者自ら運転または介護者の運転により有料道路を利用する際の通行料を割引▼自己または生計を同一にするかたの所有する乗用車の登録が必要▼割引率50%(ETC可)	▼本人運転/身体障がい者 ▼介護者運転/第1種の身体障がい者・知的障がい者
鉄道・航空・バス運賃の割引	障がい者とその介護者が利用する場合の運賃などを割引(利用制限あり)	身体障がい者、知的障がい者、第1種障がい者の介護者
NHK放送受信料の免除	▼NHKへ免除申請書(福祉課で配布)を提出した月から免除▼福祉事務所の証明が必要	▼全額減免/身体・知的・精神障がい者が世帯構成員で、世帯全員が市民税非課税の場合 ▼半額減免/世帯主が視覚・聴覚障がい者、1・2級の身体障がい者、A判定の知的障がい者、1級の精神障がい者のいずれか

その他の福祉サービス

障がいの内容などにより次のサービスを受けられます。詳細はお問い合わせください。

介護給付	居宅介護(ホームヘルプ)、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障がい者等包括支援、短期入所(ショートステイ)、療養介護、生活介護、施設入所支援
訓練等給付	自立訓練(機能訓練、生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援(A型、B型)、共同生活援助(グループホーム)
障害児通所給付	児童発達支援、放課後等デイサービス
地域生活支援事業	移動支援、日中一時支援、地域活動支援センター